

奈良県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十七年六月十九日

奈良県知事 荒井正吾

名称	指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	名称	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	居宅サービスの種類	指定年月日
	主たる事務所の所在地		所在地		
社会福祉法人協同福祉会	大和郡山市宮堂町青木一六〇一七	あすならホーム天理	天理市川原城町二〇七一	居宅介護支援事業	平成二十七年二月一日